

反社会的勢力との取引拒絶に関する規定

1.（口座開設時の取引拒絶）

当金庫が取扱うすべての預金並びに定期積金（以下、これらを「この預金等」といいます。）は、以下の各項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、以下の各項のいずれかに該当することが判明した場合には、当金庫はこの預金等の口座の開設をお断りするものとします。

- (1) この預金等申込者が口座開設申込時に「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」の申告を拒否した場合
- (2) この預金等申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) この預金申込者が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

2.（口座開設後の取引拒絶）

当金庫は、以下の各項のいずれかに該当し、この預金等契約者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、この預金等の取引を停止し、またはこの預金等契約者に通知することにより、この預金等の口座を解約することができるものとします。

- (1) この預金等契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) この預金等契約者が前条2項および3項に該当した場合

以 上